

自己点検・自己評価表
(幼保連携型認定こども園)

平成30年度

法 人 名	社会福祉法人 千早赤阪福祉会
施 設 名	石川こども園
評価した者の氏名	園長 向井 秋久
評 価 年 月 日	令和1年10月18日

自己点検・自己評価項目		評価		
		1 出来ている	2 出来ていない	3 対象外
児 童 施 設	(社会福祉法人立児童施設との共通項目)			
	(1) 健康診断の実施、結果の記録、及び、保管が、適切に行われているか。	①	2	—
	(2) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。	①	2	—
	(3) 給食日誌の記録、及び、脱脂粉乳の受払記録が、適正に行われているか。	①	2	—
	(4) 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食・アレルギー食等）、食事の環境などについての配慮が、されているか。	①	2	—
	(5) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて、関係機関との連携を図っているか。	①	2	—
	(認定こども園)			
	(1) 園 則	①	2	—
	ア 施設管理や、基本方針等を定めた園則を、整備しているか。	①	2	—
	イ 実態と相違していないか。	①	2	—
	ウ 職員や利用者に規程を周知しているか。	①	2	—
	(2) 施設設備	①	2	—
	ア 基準に定められている設備を、有しているか。	①	2	—
	職員室、保育室（教室）、遊戯室、保健室（事務室と兼用可）、調理室、トイレ、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 ※3号の子どもが入所している場合、乳児室、ほふく室、沐浴設備、調乳設備を有しているか。	①	2	—
	イ 乳児室、ほふく室及び保育室又は遊戯室について、児童1人あたりの面積基準を満たしているか。	①	2	3
	0 歳 児…1人あたり1.65㎡以上（乳児室） 3.30㎡以上（ほふく室）	①	2	—
	1 歳 児…1人あたり3.30㎡以上	①	2	—
	2歳児以上…1人あたり1.98㎡以上	①	2	—
	3歳児以上…学級を編成し、学級数だけ教室があるか。	①	2	—
	ウ 園舎の面積は、基準を満たしているか。	①	2	—
	エ 園庭の面積は、基準を満たしているか。	①	2	—
	オ 建物の構造や、部屋の用途に変更がある場合は、所定の手続きを行っているか。	①	2	—
	カ 非常口・非常階段は、緊急時に速やかに利用できるか。	①	2	—
	キ 保育室（教室）等の清掃、衛生管理、保湿、換気、採光等は、適切か。	①	2	—
	ク 安全に関する計画を定め、毎月1回以上の施設、設備の安全点検、日常的な点検を行っているか。	①	2	—
	(※施設、設備、園具及び教具等の安全点検など)	①	2	—

自己点検・自己評価項目		評価		
		1 出来ている	2 出来ていない	3 対象外
	(3) 園児 ア 定員を、遵守しているか。 (※利用人員が、定員を超えている場合、弾力化は最低基準を満たしているか。) イ 学級の園児数は、年度当初、満3歳以上満4歳未満の園児20人以下、満4歳以上の園児は30人以下となっているか。 (※満3歳以上、満4歳未満の園児については、次のいずれかにより1学級の子どもの数を30人以下とすることを、認められた場合を除く。 i 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。 ii 年度当初の学級編制時から子どもの数が増えたことにより、 少人数の学級編制が困難となった場合であること。 iii 待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65条)第61条第1項の規定により市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。) (4) 教職員の配置 ア 学級ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上置いているか。 イ 教育及び保育に直接従事する職員の配置は下記基準を守られているか。 満1歳未満の子ども：おおむね3人につき1人以上 満1歳以上満3歳未満の子ども：おおむね6人につき1人以上 満3歳以上満4歳未満の子ども：おおむね20人につき1人以上 満4歳以上の子ども：おおむね30人につき1人以上 ウ 幼稚園教諭の免許については、期限内に更新がされているか。 (5) 教育、及び、保育の内容に関する全体的な計画等 ア 教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しているか。 イ 毎学年の教育週数は、39週以上となっているか。 ウ 1日の教育時間は、4時間を標準としているか。 エ 保育を必要とする児童に対する教育、及び、保育の時間は、原則として8時間としているか。 (6) 教育、及び、保育の内容 ア 指導計画を、作成しているか。 イ 小学校教育への円滑な接続に向けた教育、及び、保育の内容の工夫を図るとともに、小学校との連携を通じた質の向上を図っているか。 ウ 指導の過程についての反省や、評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図っているか。 エ 園児の障がいの状態に応じた指導内容や、指導方法の工夫を、計画的、組織的に行っているか。	①	2	—
		①	2	—
		①	2	—
		①	2	—
		①	2	—
		①	2	—
		①	2	—
		①	2	3
		①	2	—
		①	2	—
		①	2	—
		①	2	3

自己点検・自己評価項目		評 価		
		1 出来ている	2 出来ていない	3 対象外
	(7) 教育、及び、保育の記録等			
	ア 園児の育ちに関する帳票を、整備しているか。 (※身体測定の記録、疾病の記録、保護者等家族欄の記載、教育、及び、保育経過の記録等)	①	2	—
	イ 日誌や児童出席簿が、適正に整備されているか。	①	2	—
	ウ 「認定こども園要録」「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を作成しているか。 また、児童の就学に際し、小学校への送付が、行われているか。	①	2	—
	エ 個人情報情報を、適切に取り扱うように努めているか。	①	2	—
	(8) 虐待防止等			
	ア 虐待等の状況が、見受けられないか。 また、その理由を把握し、市町村に報告しているか。 必要に応じて、関係機関と連絡・連携を図っているか。	①	2	—
	イ 施設内で不適切な行為が、行われていないか。	①	2	—
	(9) 健康管理			
	ア 定期健康診断（内科検診年2回、歯科検診年1回）は、実施されているか。	①	2	—
	イ 健康診断の実施、結果の記録、及び、保管が、適切に行われているか。	①	2	—
	ウ 健康診断の結果を、保護者に伝えているか。	①	2	—
	エ 健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示等必要な措置を取っているか。（再検査の結果や、治療の確認）	①	2	—
	オ 学校保健計画を、作成しているか。	①	2	—
	カ 感染症、及び、食中毒が発生、又は、まん延しないよう必要な措置を講じているか。	①	2	—
	キ 感染症、又は、食中毒が発生、もしくは発生が疑われる場合が生じた際は、速やかに市町村等に報告するとともに、必要な措置を講じているか。	①	2	—
	ク 医薬品等の管理が、適切に行われているか。	①	2	—
	ケ 日々の健康状態を観察しているか。	①	2	—
	(10) 保護者との連携			
	ア 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。 (※送迎時の対応・連絡帳・掲示板・園だより・参観・懇談会等)	①	2	—
	(11) 教育、及び、保育時間等			
	ア 適正に、教育・保育時間、開演時間を、設定しているか。 (※教育時間は、4時間を標準とし、保育時間は、8時間を原則とする。また、開園時間は11 時間とすることが、原則。)	①	2	—
	イ 地域の保育需要に応じた、適切な保育時間が、設定されているか。	①	2	—
	ウ 年末年始・日曜日、及び、国民の休祝日以外に、一斉休園や、協力日を実施していないか。	①	2	—
	エ 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除いて、年間39 週以上となっているか。	①	2	—

自己点検・自己評価項目		評価		
		1 出来ている	2 出来ていない	3 対象外
	(12) 通園バス ア 通園バスを運行する場合、園児の乗車時間は最長で40分程度となっているか。 イ 通園バスの利用は3歳以上の子ども（園児）に限られているか。 （※地域の実情等に応じて必要な場合等の特別な事情がある場合で、その特別な事情について記載した書類を幼保連携型認定こども園設置認可申請時に添付している場合を除く。） ウ 通園バスを、送迎料を徴収して運行する場合「有償運送許可」を取得しているか。 (13) 情報提供等 ア 地域の住民に対して、その行う教育・保育に関し、情報の提供を行い、教育・保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めているか。 イ 地域の実情や、認定こども園の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対する子育て支援を、積極的に行うよう努めているか。 （※保育所機能の解放、相談・援助の実施、交流の場の提供と促進、情報の提供等）	1	2	⊖
		1	2	⊖
		1	2	⊖
		①	2	3
		①	2	3